軽井沢町スポーツ大会参加激励金支給基準

(趣旨)

第1条 この支給基準は、町民等のスポーツの普及及び技術の向上を図ることを目的として、国、県又は町の代表としてスポーツ大会へ参加する町民等に対し、予算の範囲内で軽井沢町スポーツ大会参加激励金(以下「激励金」とする。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象大会)

- 第2条 激励金の支給の対象となる大会は、国、地方公共団体又は公益財団法 人日本スポーツ協会加盟の競技団体が主催、共催又は後援する次の各号に掲 げる大会をいう。ただし、主たる目的が予選会の場合は除く。
 - (1)国際大会
 - (2)国民体育大会、全日本又は全国呼称の各種大会
 - (3)北信越大会又はそれに準ずる大会
 - (4)長野県大会

(支給対象者)

- 第3条 激励金の支給の対象者は、予選会等により選抜され、前条に規定する大会に、国、県又は町の代表として参加する選手、監督等とし、次の各号いずれかに該当する者とする。
 - (1)町内に住所を有する者
 - (2)町内の高等学校、中学校又は小学校に在学している者
 - (3)前2号の者で形成する団体の監督又はコーチ(2名以内)
 - (4)その他町長が特に必要と認めた者

(激励金の額)

第4条 激励金の額は別表のとおりとする。

(激励金の支給申請)

第5条 激励金の支給を受けようとする者は、軽井沢町スポーツ大会参加激励 金交付申請書(様式第1号)及び各号に掲げる書類を大会開催14日前まで に提出しなければならない。ただし、大会出場から大会までの期間が短い等、 提出期限に間に合わない場合はその限りではない。

- (1)代表選考予選会成績確認報告書
- (2)出場大会の開催要綱等
- 2 激励金の交付を受けようとする者が未成年の場合は、所属する団体の長又は保護者が申請するものとする。

(激励金の支給方法)

第6条 激励金は支給対象者からの激励金請求書(様式第2号)の提出後、手渡しで支給するものとする。ただし、都合により手渡しすることのできない場合、口座振込で処理することができる。

(結果報告書)

第7条 激励金の支給を受けた者は、スポーツ大会終了後、速やかに軽井沢町 スポーツ大会出場報告書(様式第3号)に大会結果を添えて町長に提出しな ければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、支給する必要が生じた場合は、その都 度協議のうえ支給する。

附則

- この基準は、平成17年4月1日から適用する。
- この基準は、平成28年4月1日から適用する。
- この基準は、平成31年4月1日から適用する。

別表

(1人あたり)

	開催場所	激励金額
長野県大会		3,000円
長野県大会以外の大会	県内	3,000円
	県外(本州以外を除く)	5,000円
	本州以外の日本国内	7,000円
	海外	30,000円